

2019年10月28日
電源開発株式会社

大間原子力発電所新規制基準適合性審査の進め方について

当社は、平成26年（2014年）12月に大間原子力発電所原子炉設置変更許可申請を行い、現在、新規制基準適合性審査が行われており、本年2019年の審査会合は4月5日および6月21日の2回の開催に留まっております。

当社としては、分かり易い資料の作成を心掛け、事実確認のためのヒアリング回数を極力少なくできるよう努力する所存です。

平成30年6月6日に開催された原子力規制委員会におかれては「審査の透明性向上に向けた対応策について」を決定されており、

- ① ヒアリングは記載内容等の事実確認等のためであって資料を改善させるためのものではない。
- ② 審査会合前のヒアリングは目安2回までとする。
- ③ それ以上のヒアリングが必要な場合にも、その時点で一度審査会合において取り上げる。

とされています。

当社としては審査会合およびヒアリングに真摯に対応させて頂く所存であり、この「透明性向上対応策」に則った審査をお願いするところです。

なお、目安2回のヒアリングは、1回目は記載内容の事実確認、2回目は1回目の指摘への対応確認を頂くものであり、その後2週間以内に開催される審査会合に臨むものと理解しております。

またヒアリングの実施順序、審査会合の開催順序についても、これまで同様、透明性、公平性を確保して頂きたいと考えております。

以 上